b)　DCS は、気候変動の監視及び予想、海洋及び水資源の監視、気象予報、生態系の多様性の維持並びに海洋安全の改善への支援のために不可欠であること。
c)　これらの DCS の多くは、地上データ収集プラットフォームの利用の最適化のための情報伝送など、衛星 DCS の運用に大幅な改善が図られるような衛星ダウンリンク（宇宙から地球）を 460-470MHz の周波数帯で実現していること。
d)　460-470MHz の周波数帯は、現在 MetSat（宇宙から地球）に二次的基礎で分配されていること。
e)　第 5.290 号が、第 9.21 号に基づく合意に従うことを条件に、MetSat を既に一次的基礎で分配している一部の国を特定していること。
f)　460-470MHz の周波数帯は、現在固定及び移動業務に一次的基礎で分配されており、これらの業務により幅広く使用されていること。
g)　460-470MHz の周波数帯の固定及び移動業務を保護し、これらの将来的発展に制約を与えないようにする必要があること。
h)　第 5.289 号に従い、MetSat を除く EESS アプリケーションが、周波数分配表に従って運用している局に有害な混信を与えないことを条件に、宇宙から地球への送信のために 460-470 MHz 及び 1690-1710MHz の周波数帯でも使用される可能性があること。
i)　第 5.286AA 号では、IMT の導入を希望する主管庁による使用のために、450-470MHz の周波数帯を特定していること。

以下を更に考慮し、
a)　少なくとも一つの主管庁が、地上業務のシステムを保護するため、電力束密度（pfd）制限値-152 dBW/m²/4 kHz を条件とする国内規制条項を採用したこと。
b)　この制限値を満たすため、宇宙機関が、スペクトル拡散による解決法の設計を終えて実行に移し、460-470MHz の周波数帯で運用する少なくとも一つの衛星 DCS ダウンリンクの運用に更なる考慮事項 a）で述べた pfd 制限値を準拠させたこと。

以下を認識し、
a)　MetSat 及び EESS 事業者がこの公益業務の長期継続的運用を担保できるようにするためには、安定した規制による確実性が必要であること。また、二次的基礎での分配の下での運用は、この目的と矛盾していること。
b)　これらの宇宙計画は、計画が公式に決定された時点から開発期間及び打上げ段階を経て対応する衛星が運用されるまでの、数十年にわたる長期的な取組と投資の所産であること。
c)　宇宙機関及び気象機関が、計画の後継性に投資し、後続の衛星及びペイロードを提供していること。
d)　MetSat 及び EEES（宇宙から地球）への 460-470MHz の周波数帯の分配を、この周波数帯に既に一次的基礎で分配されている業務の十分な保護を確保する適切な措置と並行して一次的基礎に格上げすることは、衛星データ収集計画に関わる主管庁及び宇宙機関並びにこれらのシステムの開発及び運用に投資している公共部門に信頼感を与えるであろうこと。
e)　460-470MHz の周波数帯で MetSat の EESS に対する優先性を維持する必要があること。
f)　MetSat 及び EESS の地球局は、固定及び移動業務の局からの保護を求めないこと。
g)　第 5.290 号に基づき得られた合意は、引き続き有効であること。

以下を 2019 年世界無線通信会議に要請することを決議し、
ITU 無線通信部門（ITU-R）の研究結果に基づき、MetSat（宇宙から地球）への二次的基礎での分配を一次的基礎での分配に格上げする可能性及び 460-470MHz の周波数帯における EESS（宇宙から地球）への一次的基礎の分配の追加の可能性を、当該帯域及び隣接帯域で既に分配されている一次的基礎の業務を保護しかつ新たな制約を与えないことを条件に検討すること。

以下を ITU-R に要請し、
1　MetSat（宇宙から地球）への分配を一次的基礎へ格上げすること及び 460-470 MHz の周波数帯で EESS（宇宙から地球）への一次的基礎での分配を追加することの実現性を判断するための共用及び両立性研究を、当該帯域が既に分配されている一次的基礎の固定及び移動業務を保護しつつ、並びに第 5.289 号に記載された条件を維持しつつ、WRC-19 に間に合うように実施し、完了させること。
2　現在の 460-470MHz の周波数帯の既存業務による使用状況を考慮しつつ、この帯域に分配されている既存の一次的基礎の業務を保護するために、MetSat（宇宙から地球）及び EESS（宇宙から地球）に課すべき適切な pfd 制限値を決定するための研究を完了させること。研究の結果、更なる考慮事項 a）に示された pfd 制限値よりも緩い値でも既存業務を保護できるという結論に至った場合にあっては、考慮事項 a）に示された pfd 制限値を適用すること。

以下を主管庁に要請し、
ITU-R 研究に積極的に参加し、寄与文書を提出することにより、関係システムの技術的及び運用上の特性を提供すること。

以下を事務総局長に指示する。
この決議に対する世界気象機関（WMO）その他の関係国際機関及び地域機関の注意を喚起すること。

追　　決議第 767（WRC-15）　275-450GHz の周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務アプリケーションの主管庁による使用の特定に向けた研究

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、
a)　275-1000GHz の周波数範囲の相当数の周波数帯が、電波天文業務、地球探査衛星業務（受動）及び宇宙研究業務（受動）のような受動業務のために主管庁により用途が特定されていること。
b)　第 5.565 号は、受動業務による 275GHz 以上の周波数帯の使用は能動業務によるこの周波数帯の使用を妨げるものではないとしていること。
c)　275-1000GHz の周波数範囲を能動業務のために利用しようとする主管庁は、関連する周波数帯における周波数分配表が規定される日まで、これらの受動業務を有害な混信から保護するために、実行可能な全ての措置を執ることを要請されること。
d)　技術進歩により、275GHz 以上で動作できる能動装置が利用可能であること。
e)　275-1000GHz の周波数範囲で運用する一部の能動業務の技術的及び運用上の特性の研究が、ITU 無線通信部門（ITU-R）により行われてきたこと。
f)　275GHz 以上の帯域で運用する陸上移動及び固定業務の技術的及び運用上の特性はまだ規定されておらず、更なる研究が必要であること。
g)　275GHz 以上の周波数の伝搬特性が、ITU-R 第３研究委員会により研究されていること。
h)　275GHz 以上の帯域で運用する陸上移動及び固定業務のための伝搬モデルが必要であること。
i)　275GHz 以上の帯域で運用する陸上移動業務、固定業務及び第 5.565 号で特定された受動業務の間の共用及び両立性の研究が必要であること。

以下に留意し、
a)　ITU-R 研究課題 228-1/3 が、大気のパラメータと 275 GHz 以上の周波数で運用する地上回線における電磁波特性の関係についての最適な伝搬モデルについての研究を扱っていること。